

## 栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業実施要綱（令和7年3月24日付け気対第408号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

**第2条** 補助金の名称、交付の目的、相手方、補助対象事業の要件、補助対象経費及び補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の相手方	補助対象事業の要件	補助対象経費及び補助額
栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金	県内にZEH水準以上の断熱性能等を有する新築住宅の取得(以下「住宅の取得」という。)又は既存住宅の断熱化に対し、補助金を交付することで、子育て世帯等の住宅の省エネルギー化を促進し、物価高騰による影響の負担軽減を図る。	実施要綱第3条に定める者	実施要綱第4条に定める要件に適合するもの	実施要綱第5条に定める経費及び補助額

(国補助金)

**第3条** 実施要綱第2条第5号に規定した国補助金は、以下のとおりとする。

(1) 脱炭素志向型住宅の導入支援事業 (子育てグリーン住宅支援事業)
(2) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業、集合住宅の省CO <sub>2</sub> 化促進事業、既存住宅の断熱リフォーム事業)
(3) 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO <sub>2</sub> 加速化支援事業 (先進的窓リノベ2025事業)
(4) 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金 (次世代省エネ建材の実証支援事業)
(5) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)
(6) (1)から(5)のほか知事が認めるもの

(交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に掲げる書類を

知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、知事が別に定める方法とする。
- 3 補助金交付申請については、補助対象住宅1戸につき1回限りとし、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金との併用はできないこととする。
- 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(交付の決定)

**第5条** 知事は、前条第1項の規定により提出された書類の審査により、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、第1項に規定する交付の決定をしたときは、補助事業者に対し交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する書類の審査等により、補助金交付の要件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

**第6条** 知事は、前条第1項の規定により交付の決定をしたときは、補助事業者が指定した口座に補助金を振り込むものとする。

(手続代行者)

**第7条** 補助事業者は、第4条の規定による交付の申請について、住宅を新築する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、手続に誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者がこの要領に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(財産の管理)

**第8条** 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

**第9条** 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の返還を請求することができる。
- 4 補助事業者は、前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

**第 10 条** 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
  - (2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき
- 2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

**第 11 条** 知事は、前条第 1 項の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

**第 12 条** 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 (2025) 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	提出書類：新築住宅の取得	申請者	
		個人	法人
1	交付申請書（様式第1号）	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○
3	国補助金の申請日及び交付決定日がわかるもの	○	○
4	国補助金の事業の完了又は振込の通知がされたもの	○	○
5	国補助金の事業内容がわかるもの （複数戸数の一括申請の場合、1戸あたり補助額および戸数まで）	○	○
6	世帯全員の住民票（世帯全員の情報がわかるもの） ※申請者が居住する新築住宅を取得する場合	○ ※	
7	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方） ①県税事務所で発行されるもの ②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	○	○
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		○
9	振込先口座情報がわかるもの	○	○
10	その他県が必要と認める書類	○	○

	提出書類：既存住宅の断熱改修	申請者		
		個人	法人	法人格を有しない 管理組合の代表者
1	交付申請書（様式第1号）	○	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○	○
3	国補助金の申請日及び交付決定日がわかるもの	○	○	○
4	国補助金の事業の完了又は振込の通知がされたもの	○	○	○
5	国補助金の事業内容がわかるもの （複数戸数の一括申請の場合、1戸あたり補助額および戸数まで）	○	○	○
6	世帯全員の住民票（世帯全員の情報がわかるもの） ※申請者が居住する既存住宅の断熱化をする場合	○ ※		
7	工事発注者の本人確認書類			○
8	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方） ①県税事務所で発行されるもの ②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	○	○	
9	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		○	
10	振込先口座情報がわかるもの	○	○	○
11	その他県が必要と認める書類	○	○	○

様式第1号（交付要領第4条関係）

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金交付申請書  
（実績報告書兼請求書）

年 月 日

栃木県知事 様

このことについて、栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金を下記のとおり交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第4条及び第13条の規定により関係書類を添えて申請及び実績を報告します。  
併せて、当該補助金を交付されるよう、同規則第18条の規定により請求しますので、振込は補助金振込先口座までお願いします。

1 申請者の概要

申請者	フリガナ				
	法人名又は氏名				
	代表者名※法人の場合		フリガナ		
	郵便番号		電話番号		
	住所 (法人の場合は所在地)				
申請者の種別		<input type="checkbox"/> 子育て世帯、若年夫婦世帯	<input type="checkbox"/> 個人（左記を除く）	<input type="checkbox"/> 法人	
子育て世帯、若者夫婦世帯の要件を満たす者（いずれか一人）		氏名		続柄	
		生年月日(西暦)	年 月 日	(国補助金申請時点)	歳
手続代行者	名称		電話番号		
	所在地				
	実務担当者名		Mail		

2 事業の概要

補助対象住宅	住宅の所在地			
	事業の種別 (目的用途)	<input type="checkbox"/> 住宅の新築・購入 (自己居住用)	<input type="checkbox"/> 住宅の新築 (賃貸)	<input type="checkbox"/> 既存住宅の断熱化
併用した国補助事業	国補助事業名			
	申請日(西暦)	年 月 日	交付決定日(西暦)	年 月 日
	国補助事業の補助額	円	対象戸数	戸

3 県への申請額

交付申請額（請求額）	円
------------	---

4 補助金振込先口座

銀行名		金融機関コード	
支店名		支店番号	
種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号			
口座名義（フリガナ）			

別途「振込先口座情報がわかるもの」を添付ください。

誓約書

申請者及び手続代行者は、栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業実施要綱第3条第1項第3号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事 様

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

生年月日(個人の場合) \_\_\_\_\_

様式第3号（交付要領第5条関係）

栃木県指令気対第 号

住所

氏名（法人の場合は名称）

年 月 日に交付申請のあった栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「交付規則」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

栃木県知事

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払い方法は精算払いとする。
- 3 補助金の確定額は、この通知書による交付決定額とする。
- 4 補助条件等

交付規則、栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業実施要綱、栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金交付要領、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければならない。

以上

様式第4号（交付要領第5条関係）

栃木県指令気対第 号

住所

氏名（法人の場合は名称）

年 月 日に交付申請のあった栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金  
については、下記のとおり不交付とする。

年 月 日

栃木県知事

記

不交付の理由



補助対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金において取得した補助対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

1 毀損（滅失）した設備

2 毀損（滅失）の時期

年 月 日

3 毀損（滅失）の原因

4 今後の方針（修繕など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

様式第6号（交付要領第9条関係）

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金補助対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

連絡先

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金において取得した補助対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

有償譲渡  無償譲渡  交換  有償貸付  
 無償貸付  担保  
 廃棄  その他（具体的に ）

3 処分の時期（予定）

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。